

第7回教育委員会

平成29年3月7日
午前10時30分
本庁舎屋上会議室

議案

議案第26号

部活動顧問による部活動指導中の暴力行為が発生した場合の対応について

議案第 26 号

部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が発生した場合の 対応について

平成 25 年 9 月に策定した「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づき、学校・保護者・教育委員会が一丸となり、健全で充実した部活動の実施の取組を進めているところである。

しかしながら、部活動顧問による、非違行為のない生徒への暴力行為等が後を絶たない実態がある。

については、このような事案の根絶をより強力に推進するため、今後、部活動指導中において暴力行為等を行った部活動顧問に対しては、次のとおり対応することとする。

記

1 暴力行為等が判明した場合の対応について

部活動顧問による部活動指導中の暴力行為等が判明した場合は、直ちに当該教職員を部活動顧問から外すこととする。

2 処分確定後の対応について

教育委員会による処分の確定後、原則として 1 年以上、当該教職員を部活動顧問に復帰させないこととする。

3 部活動顧問への復帰について

学校長は、当該教職員を部活動顧問に復帰させようとする場合には、その旨を教育委員会へ申し出ることとする。

復帰の可否については、教育委員会で決定することとする。